平成２１年（フ）第１００３３号
東京都荒川区西日暮里６丁目61番11号　山浦ビル201
破産者　中條　　栄
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１９９号
大阪府枚方市長尾東町３丁目12―15、開始決定時の住所大阪府枚方市堂山２丁目26番17号
破産者　三上　富博
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７７６号
大阪府枚方市津田駅前２丁目９番10―502号、開始決定時の住所大阪府枚方市津田元町４丁目14番21号
破産者　難波　　治
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８１２号
大阪府茨木市山手台２丁目５番９―506号
破産者　山本夕紀子
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８５１号
大阪市福島区福島６丁目22番15号　福島プライム501号
破産者　柴田　啓志
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４６１号
大阪府八尾市太田３丁目194番地の５　レヴィ八尾南５C、前住所大阪府八尾市高安町南７丁目11番地
破産者　宮﨑　節夫
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５２８号
大阪府池田市桃園１丁目５番２号アネックス池田103、前住所福島県南相馬市原町区本陣前３丁目31番地プリティハウスB102
破産者　百足　卓也
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６３８号
大阪府豊中市長興寺北３丁目９番34号
破産者　岡村　祐次
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６５５号
大阪府東大阪市大蓮北３丁目13―24、住民票上の住所大阪府東大阪市大蓮南５丁目１番19号
破産者　木本　　学
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８２６号
大阪府箕面市牧落１丁目１番31号
破産者　稲留　弘幸
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８４６号
大阪市鶴見区安田４丁目２番19号
破産者　沖　　好道
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８６０号
大阪市浪速区敷津西１丁目10番14―９C号
破産者　創和金属工業こと　島内　弘善
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９１５号
大阪府東大阪市若江西新町４丁目12番14号108号、前住所大阪府東大阪市日下町８丁目６番12号
破産者　新井　美子
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９５５号
大阪府門真市堂山町９番29号
破産者　藤本こと　茶屋美智代
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９８４号
大阪市城東区放出西２―12―86アビタ山本放出西302号、住民票上の住所大阪市城東区放出西２丁目14番３号
破産者　平田　卓三
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２０４号
大阪府吹田市豊津町54番22―205号
破産者　ギャザーこと　宇土　裕子
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８５号
大阪府藤井寺市道明寺５丁目３番24号
破産者　二宮組こと　二宮　成人
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２８９号
大阪府河内長野市美加の台３丁目６番８号、前住所大阪府富田林市津々山台１丁目１番４―313号
破産者　川島　秀介
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係